

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	北阿万稲田南 (稲田南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月5日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

令和3年ほ場整備の完了により優良農地が増加し、集落営農組合の設立、認定農業者も増えたことから、山麓の保全区域以外は現時点では耕作放棄地の発生はない。一方農業者の平均年齢は高く、後継者もないことから10年先では耕作放棄田が発生するとの懸念がある。新たな担い手の確保する体制の整備について検討する必要がある。農業者:63人(うち、50歳未満6人)、他地区から入作2人(うち、50歳未満2人)組織:人・農地プラン検討委員会(構成員63人)、農地・水環境保全隊(96人)

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域においては水稻と玉葱がメインで一部、レタス、白菜などを作付けし慣行栽培による農業を行っている。営農組合で組合員が共同で使用するコンバイン・田植え機を所有しているが、利用率の向上を図り農作業の省力化は引き続き、進めていく必要がある。農業従事者については、高齢化が進み、今後離農者が増えてくることが予想されるが、幸いにも意欲ある若手の農業者数名と青果業を営む若手が管内に存在しており、地域計画の見直しを行いながら集落の優良農地を守っていく体制づくりを構築していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	53.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	52.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.9 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域は大字稲田南を基本とする。農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在の担い手にほぼ農地は集積できており、小規模農家から農地の賃貸借の意向があれば、当該農地の隣接地を耕作している担い手農家が借り受けるか、規模拡大意向の担い手農家に極力農地を集積していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。また、地域計画策定後は新規で農地の貸し借りをを行う場合については、農地中間管理機構を活用することとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域内の農地についてはほぼ、基盤整備が完了している。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域は、農業者の高齢化が顕著であり今後離農者の増加が見込まれる中、地域の農地については、地域で守っていくことを基本とするため、若手担い手農家・規模拡大意向農家・集落営農組織が円滑な経営継続が出来るよう地域一体となって取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
当地区は、家族経営農家が多く、農繁期には猫の手も借りたい状況である。現状の経営を維持する上で、積極的に農作業委託を取り入れたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①ほ場整備時に山裾に沿って鳥獣害対策として柵を設置しているが、稲田川からの集落内へ鹿・猪が侵入している傾向があることから、集落において対策が必要な箇所を洗い出し、鳥獣害防止柵の設置を検討する。
- ②⑨化学肥料の価格が高騰しているため、地域内の堆肥を有効活用し、減肥料に努める。また、認定農業者3名程度で(仮称)「地域資源循環研究会」を立ち上げ、稲田南営農組合と連携しながら地域内の資源を有効活用する体制を構築する。
- ③担い手における省力化やコスト低減を図るため、積極的にスマート機器の導入を検討していく。
- ⑦用排水路・パイプ送水管・ため池の管理について、永年慣習として管理運営していたが、ほ場整備事業を機に4集落(稲田南・新田中・新田北・東畑)で新たに水利組合を設立し管理運営を行う。
- ⑩集落営農組織において、農業用機械を装備し、機械の共同利用を進めるほか、作業受託も拡大を図る。